

平成 28 年 4 月 15 日

受益者の皆さまへ

アムンディ・ジャパン株式会社

「りそな毎月払出し・US ハイ・イールド債券ファンド2
(限定追加型) (A コース) (愛称：イーグル・インカム2)」
信託終了（繰上償還）予定に関するお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております、追加型証券投資信託「りそな毎月払出し・US ハイ・イールド債券ファンド2（限定追加型）（A コース）（愛称：イーグル・インカム2）」（以下「本ファンド」といいます）は、受益者の皆さまの長期的な資産運用の一助となるべく運用を行っておりますが、平成 28 年 2 月末日現在の本ファンドの純資産総額が、投資信託約款第 37 条第 1 項に定められた投資信託契約の解約の基準である純資産総額（10 億円）を下回る状況が続いており、本来の商品性を維持した形での運用の継続が難しい状況にございます。

弊社といたしましては、このまま運用を継続するよりも、本ファンドの投資信託契約を解約し、お預かりした運用資産を受益者の皆さまにお返しすることが受益者の皆さまにとって最善であるとの判断をいたしました。

この信託終了（繰上償還）につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定にしたがい、書面による決議をもって実施する予定です。

つきましては、本書面および後述の「書面決議参考書類」をお読みいただき、信託終了（繰上償還）に関する決議の賛否および必要事項を、同封の「議決権行使書面」にご記入の上、弊社までお送りいただきますようお願い申し上げます。

何卒、ご理解賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 信託終了（繰上償還）に係る書面決議の手続きおよび日程

- | | |
|------------------|-----------------------------------|
| ① 受益者の確定 | 平成 28 年 4 月 15 日 |
| ② 書面による議決権の行使の期間 | 平成 28 年 4 月 15 日～平成 28 年 5 月 16 日 |
| ③ 書面による決議の日 | 平成 28 年 5 月 17 日 |
| ④ 信託終了（繰上償還）予定日 | 平成 28 年 6 月 10 日 |

本書面による議決権の行使については、平成 28 年 4 月 15 日時点の受益者を対象としております。本決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上の賛成をもって可決されます。その場合、予定通り平成 28 年 6 月 10 日をもって本ファンドの信託を終了（繰上償還）し、償還金は信託終了（繰上償還）日の翌営業日以降に販売会社を通じて受益者の皆さまにお支払いいたします。また、前記の議決権による賛成を得られず本議案が否決された場合は、本ファンドの信託終了（繰上償還）の手続きは行いません。この場合、投資信託契約を継続する旨を本決議の日後、速やかに受益者の皆さまにお知らせいたします。

2. 書面決議の方法について

同封の「議決権行使書面」に、本ファンドの信託終了（繰上償還）について賛成または反対される旨等をご記入の上、平成 28 年 5 月 16 日までに同封の返信用封筒にてご送付ください。平成 28 年 5 月 16 日弊社到着分までを有効とさせていただきます。なお、本決議におきまして議決権を行使されない場合（議決権行使書面をご返送いただかない場合）は、賛成されたものとさせていただきます。したがって、賛成いただける場合には特段お手続きをとっていただく必要はございません。

〔ご注意事項〕

同一の受益者の方が本信託終了（繰上償還）につきまして、重複して議決権を行使された場合で、議決権行使の内容が異なるときは、すべての議決権に関して無効とさせていただきますのでご了承ください。議案についての賛否を記載する欄に記載がない議決権行使書面をご提出された場合は、賛成されたものとさせていただきます。

3. 反対受益者の買取請求手続きについて

本ファンドの投資信託契約の解約手続きにおいては、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、買取請求の適用はありません。なお、取扱販売会社において通常通り、ご換金のお申込みを受付けます。

このお知らせに関するお問合せ先：

アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン

電話 0120-202-900（フリーダイヤル）（委託会社の営業日の 9:00～17:00）

以上

書面決議参考書類

1. 投資信託契約の解約の理由及び相当性に関する事項
追加型証券投資信託「りそな毎月払出し・US ハイ・イールド債券ファンド 2（限定追加型）（A コース）（愛称：イーグル・インカム 2）」（以下「本ファンド」といいます）は平成 25 年 3 月 13 日に設定され、現在まで運用を行ってまいりましたが、平成 28 年 2 月 29 日現在、投資信託約款に定められた投資信託契約の解約の基準である純資産総額（10 億円）を下回る 76,555,980 円となっており、十分に分散された効率的なポートフォリオを組むことが困難なため、本来の商品性を維持した形での運用の継続が難しいことから、弊社では可及的速やかに本ファンドを繰上償還することが受益者の皆さまにとって最善であるとの判断をいたしました。
2. 投資信託契約の解約がその効力を生ずる日
平成 28 年 6 月 10 日
3. 投資信託契約の解約の中止に関する条件を定めるときは、その条件
特にございませぬ。
4. 投資信託契約の解約に関する事項について受益者の不利益となる事実
特にございませぬ。

